

## 第39号議案

### 島根県農業技術センター分析手数料条例の一部を改正する条例

島根県農業技術センター分析手数料条例（昭和26年島根県条例第67号）の一部を次のように改正する。

題名中「分析」を「分析等」に改める。

第1条に見出しとして「（手数料の納付）」を付し、同条中「、農業に関係ある」を「行う農業又は食品に関する」に改め、「分析」の次に「、試験等」を加える。

第2条に見出しとして「（手数料の額）」を付し、同条中「分析手数料」を「手数料」に改める。

第3条に見出しとして「（手数料の不還付）」を付し、同条中「すでに」を「既に」に改め、「いかなる事由があっても」を削り、「認めた」を「認める」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（手数料の減免）

第3条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

第4条の次に次の2条を加える。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第6条 知事は、詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

1 農業に関する分析

| 分析の種類    | 分析の内容   | 手数料の額                  |
|----------|---|------------------------|
| 1 土壌分析   | (1) 水素イオン濃度、電気伝導度又は水分   | 1 試料 1 項目につき<br>1,160円 |
|          | (2) 置換酸度、塩素又は可酸化性硫黄   | 1 試料 1 項目につき<br>1,760円 |
|          | (3) 仮比重又は吸水速度   | 1 試料 1 項目につき<br>2,210円 |
|          | (4) 腐植、全窒素、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、有効態りん酸、交換性カリウム、交換性ナトリウム、交換性カルシウム、交換性マグネシウム、可給態けい酸、可給態ほう素、可給態亜鉛、易還元性マンガン、遊離鉄又は硫酸 | 1 試料 1 項目につき<br>2,940円 |
|          | (5) ほ場容水量、最大容水量又は三相分布   | 1 試料 1 項目につき<br>3,730円 |
|          | (6) 可溶性カドミウム又は可溶性銅  | 1 試料 1 項目につき<br>4,600円 |
|          | (7) 陽イオン交換容量、緩衝能曲線、りん酸吸収係数、乾土効果、温度上昇効果又は透水係数  | 1 試料 1 項目につき<br>4,760円 |
|          | (8) 粒径組成  | 1 試料につき 5,370円         |
|          | (9) 可溶性 <sup>ひ</sup> 砒素   | 1 試料につき 6,650円         |
| 2 農業用水分析 | (1) 水素イオン濃度又は電気伝導度  | 1 試料 1 項目につき<br>1,160円 |

|         |                                     |                        |
|---------|-------------------------------------|------------------------|
|         | (2) 全窒素、りん酸、カリウム、ナトリウム、鉄、マンガン又は浮遊物質 | 1 試料 1 項目につき<br>2,940円 |
|         | (3) 農薬                              | 1 試料につき 10,900円        |
| 3 農作物分析 | (1) けい酸                             | 1 試料につき 2,940円         |
|         | (2) カドミウム                           | 1 試料につき 4,600円         |
|         | (3) 砒素 <sup>ひ</sup>                 | 1 試料につき 6,650円         |
|         | (4) 農薬                              | 1 試料につき 10,900円        |
| 4 肥料分析  | (1) 水素イオン濃度                         | 1 試料につき 1,130円         |
|         | (2) 水分                              | 1 試料につき 1,190円         |
|         | (3) 塩素                              | 1 試料につき 1,960円         |
|         | (4) く溶性マンガン又はく溶性<br>苦土              | 1 試料 1 項目につき<br>1,990円 |
|         | (5) 水溶性りん酸                          | 1 試料につき 2,050円         |
|         | (6) 水溶性加里                           | 1 試料につき 2,290円         |
|         | (7) 水溶性窒素                           | 1 試料につき 2,340円         |
|         | (8) 可溶性けい酸                          | 1 試料につき 2,580円         |
|         | (9) 炭素全量                            | 1 試料につき 2,610円         |
|         | (10) りん酸全量                          | 1 試料につき 3,030円         |
|         | (11) アンモニア態窒素                       | 1 試料につき 3,070円         |
|         | (12) 硝酸態窒素                          | 1 試料につき 3,160円         |
|         | (13) 加里全量、苦土全量又は石<br>灰全量            | 1 試料 1 項目につき<br>3,270円 |
|         | (14) 窒素全量                           | 1 試料につき 3,300円         |
|         | (15) アルカリ分又は亜鉛全量                    | 1 試料 1 項目につき<br>3,330円 |
|         | (16) 水銀                             | 1 試料につき 4,100円         |

|       |                      |                        |
|-------|----------------------|------------------------|
|       | (17) カドミウム又は銅全量      | 1 試料 1 項目につき<br>4,950円 |
|       | (18) <sup>ひ</sup> 砒素 | 1 試料につき 7,310円         |
| 5 その他 |                      | 1 試料 1 項目につき<br>2,360円 |

## 2 食品に関する分析等

| 分析等の種類   | 分析等の内容   | 手数料の額                  |
|----------|--|------------------------|
| 1 一般定量分析 | (1) 水分、塩分、比重、酸度、粘度、エキス分析又は水素イオン濃度                  | 1 試料 1 項目につき<br>1,500円 |
|          | (2) 灰分、総窒素又はアルコール                                  | 1 試料 1 項目につき<br>2,010円 |
|          | (3) 粗脂肪、粗繊維又は糖分                                    | 1 試料 1 項目につき<br>4,370円 |
|          | (4) 酢酸   | 1 試料につき 5,710円         |
|          | (5) 一般分析一式（エネルギー、水分、灰分、総窒素、粗脂肪及び炭水化物）              | 1 式につき 11,000円         |
|          | (6) 漂白剤又はレブリン酸                                     | 1 試料 1 項目につき<br>5,490円 |
| 2 特殊定量分析 | (1) 食物繊維分析   | 1 試料につき 23,900円        |
|          | (2) 原子吸光分析（銅、鉄、鉛、カルシウム、亜鉛、マンガン、カリウム、ナトリウム又はマグネシウム） | 1 試料 1 項目につき<br>4,300円 |
|          | (3) 高速液体クロマトグラフ分                                   | 1 試料につき 15,210円        |

|       | 析                |                        |
|-------|------------------|------------------------|
| 3 試験  | (1) 微生物試験（顕微鏡検査） | 1 試料につき 760円           |
|       | (2) 大腸菌群測定試験     | 1 試料につき 3,880円         |
|       | (3) 細菌数測定試験      | 1 試料につき 7,930円         |
|       | (4) 保存試験         | 1 試料につき 18,230円        |
| 4 その他 | (1) 成績書の複本の交付    | 1 通につき 720円            |
|       | (2) その他の試験       | 1 試料 1 試験につき<br>2,360円 |

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

##### （島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例の廃止）

2 島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例（平成3年島根県条例第22号）は、廃止する。

##### （経過措置）

3 この条例の施行の際現に行われている前項の規定による廃止前の島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例第1条の規定による分析、試験等の依頼は、この条例による改正後の島根県農業技術センター分析等手数料条例第1条の規定による分析、試験等の依頼とみなす。この場合において、同条例第6条の規定は、適用しない。